

・無人飛行機（ドローン等）の飛行に係る航空法等の一部改正について

無人航空機（ドローン等）の飛行に係る航空法等の一部を改正する法律等が公布され、以下のとおり、新たな制度実施が予定されております。飛行の際には、以下の内容を十分にご確認ください。

## I. 無人航空機の登録制度

### 1. 登録の義務化：令和4年6月20日（前日まで事前登録受付中）

(新制度の概要)

- ・所有者は、氏名・住所等や機体の情報を国土交通大臣に申請
- ・登録・事前登録(申請、入金、登録記号の発行が完了)した機体については登録記号を通知
- ・登録記号を表示し、リモートID機能を備える必要あり
- ・安全上の問題が生じた無人航空機に対し、国土交通大臣が是正命令
- ・登録事項変更時の変更届出、登録の更新、不正時の取消等の制度を整備
- ・登録の詳細な方法は、国土交通省「無人航空機登録ポータルサイト」を参照すること (<https://www.mlit.go.jp/koku/drone/>)

詳細は、以下の資料をご確認ください。

- ・国土交通省「無人航空機の登録ハンドブック」  
([https://www.mlit.go.jp/koku/content/mlit\\_HB\\_web\\_0118.pdf](https://www.mlit.go.jp/koku/content/mlit_HB_web_0118.pdf))
- ・国土交通省「無人航空機登録要領」  
(<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001442849.pdf>)

## II. 無人航空機のレベル4実現に向けた制度整備

### 1. 操縦者の技能に関する証明制度（操縦ライセンス制度）

- ・新制度施行予定時期：令和4年12月頃

(新制度の概要)

- ・無人航空機を飛行させる為に必要な知識及び能力を有することを証明する制度
- ・技能証明は、一等（レベル4相当の飛行に必要）及び二等に区分
- ・技能証明の試験は、国が指定する者（指定試験機関）が実施
- ・国の登録を受けた登録講習機関の講習を修了した場合は、学科・実地試験の全部又は一部を免除
- ・技能証明の有効期間は3年とし、更新の際は登録更新講習機関が実施する講習を修了することが必要

2. 機体の安全性に関する認証制度(機体認証)

- ・ 新制度施行予定時期： 令和 4 年 12 月頃

(新制度の概要)

- ・ 無人航空機の安全基準への適合性（設計、製造過程、現状）について検査し認証する機体認証制度
- ・ 型式認証を受けた機体（主に量産機）については、機体毎に行う機体認証の際の検査の全部又は一部を省略
- ・ 機体認証及び型式認証は、第一種（レベル 4 相当の飛行に必要）と第二種に区分

3. 無人航空機の飛行ごとの許可・承認手続の合理化・簡略化

- ・ 新制度施行予定時期： 令和 4 年 12 月頃

(新制度の概要)

- ・ これまで航空法で許可・承認を必要としていた飛行は、①機体認証を受けた機体を、②操縦ライセンスを有する者が操縦し、③飛行経路下の第三者の立入りを管理する措置の実施等の運航ルールに従う場合、原則、許可・承認を不要に変更

4. 運輸安全委員会による無人航空機に係る事故等調査の実施

- ・ 新制度施行予定時期： 令和 4 年 12 月頃

(新制度の概要)

- ・ 無人航空機を飛行させる者に対し事故等の報告等を義務付け
- ・ 無人航空機に係る重大な事故等について、新たに運輸安全委員会の調査対象

以下の URL にて、制度整備の詳細を随時確認して対応下さい。

- ・ 国土交通省ホームページ 「航空安全」

([https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html))